

確定申告書等は、自分で正しく作成して、早めに提出しましょう

問 昭和税務署 ☎052-881-8171 (記事ID 3311) 

令和元年分の所得税および復興特別所得税の確定申告、贈与税の申告書の提出期限・納付期限は3月16日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の提出期限・納付期限は3月31日(火)です。

※確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。市民税・県民税の申告については、広報1月号のP10、11に掲載しています。詳しくは、税務課(56-0608)まで。

スマホで申告できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でスマートフォンによる令和元年分の申告書の作成ができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、税額などは自動計算され、受付時間の制限や待ち時間もありません。

給与が複数ある人や公的年金などの雑所得がある人もご利用いただけます。

税務署でID・パスワードを取得
(過去に取得している場合はそちらをご利用いただけます。)

スマートフォンで「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、案内に従って申告内容を入力

作成した申告書をデータ送信(e-TAX)または印刷して郵送で提出



スマートフォンによる申告は下記からご利用ください。
「確定申告書等作成コーナー」<http://www.keisan.nta.go.jp>
※パソコンによる申告も引き続き利用できます。



所得税の確定申告をしなければならない人

① 事業所得・不動産所得・一時所得等がある場合

その年中の事業所得など各種所得金額の合計額が社会保険料控除など各種所得控除額の合計額を超える人

② 給与所得がある場合

- その年中の給与の収入額が2,000万円を超える人
- 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計金額が20万円を超える人

③ 年金所得がある場合

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません)。

④ 譲渡所得がある場合

土地や建物などを売った時(交換を含む)は、確定申告が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

長久手市会場 (2月28日まで)

1. 税理士による無料相談

対 事業所得や不動産所得などがある人(株・土地・建物などの譲渡所得や贈与税の申告がある人は受付できませんので電気文化会館会場へお越しください。)

場 イオンモール長久手4階 イオンホール

時 2月17日(月)～28日(金)(土・日、祝日を除く) 受付時間 9:00～15:00
申告時間 9:30～12:00、13:00～16:00

2. 市職員による受付

対 申告書A(給与・雑所得(年金を含む)・配当・一時所得)を使用して申告できる人

場 イオンモール長久手4階 イオンホール

時 2月17日(月)～28日(金)(土・日、祝日を除く) 受付時間 9:00～15:00
申告時間 9:30～12:00、13:00～16:00

※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※申告書への收受印の押印はできません。

※申告期間中、市役所税務課窓口では確定申告に関する相談を受け付けていませんが、3月16日(月)まで税務課窓口の投函箱への提出が可能です。

※イオン出入口は9:00まで開きません。9:00～10:00は、開いている入口が限られるため、1階駐車場[E]エレベーターから4階へ上がるか、立体駐車場4階の出入口を利用してください。

マイナンバーカード出張申請窓口

問 市民課 ☎56-0607 (記事ID 13844)



時 2月18日(火)、19日(水)、20日(木) 9:30～12:00、13:00～15:00

持 P29の「マイナンバーカード・通知カードの臨時窓口」の持【共通】と【申請】をお持ちください。

確定申告をしない人でも申請可能です。確定申告会場の窓口はマイナンバーカードの申請受付のみとなります。

会場についての問い合わせ先

- ・税務課 ☎56-0608
 - ・申告会場内携帯電話 090-8952-9847(混雑状況により出られない場合があります)
- ※イオンモール長久手へのお問い合わせはご遠慮ください。

電気文化会館会場 (3月16日まで)

時 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日を除く) 9:15～17:00(受付は16:00まで)
2月24日(月・振休)、3月1日(日)は開催します。

場 電気文化会館5階

※会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※会場は駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

※上記期間は税務署内では申告会場を設けていません。

